

「千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則」の一部改正について

農林水産部団体指導課

1. 改正理由

- (1) 行政手続きにおける押印見直し方針に基づき、押印を求めている手続きについて見直しを行う。
- (2) 事務委託機関が合併したことに伴い、名称を改正する。
- (3) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）の改正に伴う条ずれを改正する

2. 改正内容

- (1) 押印欄等の廃止

[第12条第3項]

[別記第1、4、5^{※1}、6^{※2}、7及び9号様式]

※1 特約条項第2条のみ削除、※2 研修機関等印を除く

- (2) 「千葉県信用漁業協同組合連合会」を「東日本信用漁業協同組合連合会」に改める。

[第9条第2項、第17条]

- (3) 第12条の第4項表中「第六条の四第一項」を「第六条の五第一項」に改める。

3. 施行期日

令和3年11月1日から施行する。

ただし、第9条第2項及び第17条の改正規定は公布の日から、第12条第4項の表の改正規定は同年11月20日から施行する。